

第26回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月28日（木）午後2時00分から午後2時56分まで

2 開催場所 幕別町役場3階3-A・B会議室

3 出席委員（20名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	15番	萬谷 司
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（3名）

14番	山口 和裕
16番	小野寺和也
19番	吉田 正宏

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第2号 農地法第5条の規定による許可について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 木村 純一

農地振興係長 今城 和智

忠類支局農地振興係長 山田 慎一

農地振興係主査 稲垣 昂太

農地振興係主事補 村岡 倅

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第26回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に7番橋本委員、8番田村委員を指名いたします。よろしくお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、14番山口委員、16番小野寺委員、19番吉田委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第1号1番について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、復元されていることを確認しましたので報告いたします。案件は、議案書1ページの令和6年8月29日に許可をした1件であります。今月19日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局	事務局から報告第2号1番から2番について、説明をいたします。 報告第2号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書2ページから3ページの令和7年7月30日第25回総会で審議された2件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。なお、記載のとおり条件を付し、令和7年8月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番から2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
事務局	議案第1号1番から9番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から9番について、議案書をもとに朗読】 1番の案件は、利用調整のため、2番から9番の案件は、借換のため合意解約するものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から9番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。
議長	【全員異議なし】 異議なしとします。よって、議案第1号1番から9番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。

議案第2号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人幕別町農業振興公社から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書1ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当である私から、補足説明をいたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

次の議案第2号4番につきましては、棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

（10番 棚委員退席）

議長

次に、議案第2号3番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書2ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は棚委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。

(10番 棚委員着席)

議長

次に、議案第2号5番から26番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番から26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書3ページから13ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号5番から26番について、原案のとおり決することに異議ございま

せんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番から26番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号27番から32番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号27番から32番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書14ページから16ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします

17番 17番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号27番から32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号27番から32番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号33番から34番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号33番から34番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書17ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします

7番 7番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号33番から34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号33番から34番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号35番から36番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号35番から36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書18ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。これらの案件は、後継者への借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号35番から36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号35番から36番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号37番から38番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号37番から38番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書19ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号37番から38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号37番から38番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。 議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。 【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書20ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。これらの案件は、令和3年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書21ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、令和3年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号4番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(7番 橋本委員退席)

次に、議案第3号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書21ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は橋本委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。この案件は、令和2年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決定いたしました。

(7番 橋本委員着席)

議長

次の議案第3号5番から6番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5番 渡邊委員退席)

次に、議案第3号5番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書22ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、本来であれば、地区担当農業委員である渡邊委員が説明をするべきところではありますが、議事参与の制限を受けますことから、近隣農業委員である私の方から説明いたします。これらの案件

につきましては、5番の案件は令和2年12月に、6番の案件は令和2年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

(5番 渡邊委員着席)

議長 次の議案第3号7番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(4番 多田委員退席)

次に、議案第3号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書23ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、本来であれば、地区担当農業委員である多田委員が説明をするべきところではありますが、議事参与の制限を受けますことから、近隣農業委員であります私の方から説明いたします。この案件は令和2年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号7番は原案のとおり決定いたしました。

(4番 多田委員着席)

議長

次に、議案第3号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書23ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。この案件は、令和2年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページから2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番 9 番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は山口委員ですが、本日欠席のため、私の方から説明させていただきます。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案4号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は吉田委員ですが、本日欠席のため、私の方から説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号5番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号5番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書5ページから8ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号5番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号9番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書9ページから10ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番

1番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は山口委員ですが、本日欠席のため、私の方から説明させていただきます。これらの案件は、今月19日に佐渡委員、黒田委員、山口委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号9番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号9番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書11ページのとおり、農地法第3条

第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番

1 番説明いたします。この案件は、今月19日に佐渡委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号12番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号12番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書12ページから14ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4 番

4 番説明いたします。12番及び13番の案件につきましては、本来、地区担当農業委員は小野寺委員であります。が、現地調査当日、都合がつかなかったため、代わりに私が当該業務の担当を務めましたので、14番の案件とともに私の方から説明いたします。これらの案件につきましては、今月18日に佐藤委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号12番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号12番から14番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、農業用機械器具格納庫の建築を目的とする転用であります。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3番	3番説明いたします。この案件は、今月19日に佐渡委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第26回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。